

第4部 刑事司法の 現状と課題

第1 刑事司法改革の視点

1 憲法・刑事訴訟法の理念から乖離した運用

刑事司法の改革を考える上で重要なことは、日本の刑事司法の現実を、憲法、国際人権法そして刑事訴訟法の理念を尺度として、リアルに認識することである。

日本国憲法は、旧憲法下の刑事司法における人権侵害の深刻な実態に対する反省に基づき、31条から40条に至る世界にも類例をみない審問権・伝聞証拠排除原則（37条）、黙秘権（38条）、自白排除法則（38条）などの規定を置いている。

この憲法制定とともに、刑事訴訟法は全面的に改正され、詳細な刑事人権保障規定が置かれた。刑事手続における憲法的原則は、適正手続・強制処分法定主義（31条）、令状主義（33条、35条）、弁護人の援助を受ける権利（34条、37条）等であり、被疑者・被告人は、厳格な要件の下で初めて身体を拘束され、弁護人による援助の下で、検察官と対等の当事者として、公開の法廷における活発な訴訟活動を通じて、裁判所によって有罪・無罪を決せられることとなった。要するに、現行刑事訴訟法は、憲法上の刑事人権保障規定を具体化して、捜査・公判を通じて適正手続を重視し、被疑者・被告人の人権保障を強化したのである。「無実の1人が苦しむよりも、有罪の10人が逃れるほうがよい」との格言があるが、そのためのシステムを構築しようとしたのである。

ところが、憲法制定後の我が国の刑事訴訟法の運用の実態は、憲法や刑事訴訟法の理念から著しく乖離する状況が続いてきた。すなわち、被疑者は原則的に身体拘束されて、強大な捜査権限を有する捜査機関による取調べの対象とされ、密室での自白の獲得を中心とする捜査が行われて、調書の名の下に多数の書類が作成された上（自白中心主義）、検察官の訴追裁量によって起訴・不起訴の選別がなされる。公判段階でも犯罪事実を争えば、長期にわたって身体拘束をされ続け、事実を認めないと身体の自由は回復されない（人質司法）。そして、有罪・無罪はすでに起訴前に決まってい、公判は単に捜査書類の追認ないしは引き継ぎの場と化し、公判審理は著しく形骸化してしまった（調書裁判）。まさに、検察官の立場の圧倒的な強大さは、旧刑事訴訟法下の手続と同様の「糾問主義的検察官司法」となって現出した。

2 出発点としての死刑再審無罪4事件と改革の方向性

1983（昭和58）年から1989（平成元）年にかけて死刑が確定していた4事件について再審無罪判決が相次いで言い渡され、いずれもが誤判であることが明らかになった。これらは、刑事司法のシステムそのものに誤判・冤罪を生み出す構造が存在していたことを示唆するものであった。それゆえに、平野龍一博士は、1985（昭和60）年、このような刑事手続の状態を、「我が国の刑事裁判はかなり絶望的である」と表現された。

弁護士会としては、当番弁護士制度を創設するなど、かような事態の打開のために努力してきたが、2007（平成19）年の富山氷見事件、鹿児島志布志事件、2010（平成22）年足利事件、2011（平成23）年布川事件、2010（平成22）年厚生労働省元局長事件が起きている。また、同事件に関連して、大阪地検の主任特捜部検事が証拠改ざんを行い、特捜部長・同副部長まで証拠隠滅罪に問われる事件が発生した。同年には、いわゆる東電OL殺害事件で、再審を認める決定が東京高裁で出され、同年11月に再審無罪が確定する等、誤判・冤

罪を生み出す構造的欠陥は解消されていないばかりか、検察への信頼が地に落ちる未曾有の事件が発生している。

2014（平成26）年3月、死刑判決が確定していた袴田事件で再審開始決定（死刑及び拘置の執行停止）が出たことは特筆すべきであり、今後その帰趨を注目したい。

このような我が国刑事司法の改革する必要性及びその方向性については、国際人権（自由権）規約委員会の度重なる勧告が極めて的確に指摘しているところである。すなわち、この勧告は、被疑者・被告人の身体拘束の適正化を図ること（人質司法の改革）、密室における自白中心の捜査を改善して手続の公正化・透明化を図ること（自白中心主義の改善、取調べ捜査過程の可視化、弁護人の取調立会権）、証拠開示を実現して公判の活性化を図ること（公判審理の形骸化の改善）等の勧告をしている。

新たな時代の捜査・公判手続の第一の課題は、20世紀の負の遺産ともいうべき、身体拘束を利用して自白を採取することを目的とした捜査システムとこれに依存した公判システム（自白中心主義）の克服であり、冤罪を生まないシステムを確立することである。

3 今次司法制度改革以降の刑事司法改革について

今次司法制度改革によって、2004（平成16）年5月、裁判員法及び刑事被疑者に対する国選弁護制度等を認める刑事訴訟法改正法が成立した。

2005（平成17）年11月には、公判前整理手続に関する改正刑事訴訟法が施行され、その結果、証拠開示請求（類型証拠開示請求、主張関連証拠開示請求）が権利として認められ、実務として定着している。

また、2006（平成18）年5月には、法務大臣より、検察庁における取調べの一部につき録音・録画の試行が行われることが発表され、2009（平成21）年度からは、一部の警察署においても、被疑者取調べの一部の録音・録画の試行が行われることとなった。そして、大阪地検特捜部の不祥事をきっかけに、特捜部の事件での取調べの全過程の可視化の試行が行われることとなった。

裁判員対象事件と検察官独自捜査事件について原則として取り調べの全過程の録音・録画の義務付けや、司法取引の導入、通信傍受の拡大を柱とした改正刑事訴訟法などが2016（平成28）年5月、衆院本会議で可決、成立した。取調べの可視化問題は大きく前進したといえるが十分なものではなく、引き続き、全面的な取調べの可視化実現に向けての運動を継続すべきである。また、可視化の対象事件が限定された一方で、捜査手法が大幅に拡充されることになり、「冤罪（えんざい）防止策が不十分」との批判が出ている（詳細は第4部第2参照）。

改正刑事訴訟法を踏まえ、人質司法の打破、取調べの可視化、自白中心主義の改善、公判審理の形骸化の改善のための作業を行うに当たっては、弁護士会に課せられた役割は大きいものとする。弁護士会では、引き続き国民を巻き込んだ運動を起こすなどして、よりよい刑事司法改革を実現できるように全力を傾注する必要がある。